

『添付書類に関わる補足』

別紙 2

- ・ **別居の方への送金証明**(毎月または2ヶ月毎の定期的な送金)
前回、検認を行った場合・・・前回検認後、12ヶ月分
初めて検認を行う場合・・・6ヶ月分以上
の証明(銀行振込の控等、送金者と受領者の氏名、送金日が判明するもの)を添付して下さい。
※**単身赴任及び通学(学生の子)による別居者は不要です。**
- ・ **給与収入者**・・・被扶養者調書の就労状況欄(注1)に、勤務先で証明を頂いて下さい。
- ・ **年金受給者**・・・受給しているすべての年金通知書(老齢・厚生・遺族・障害等)の写を添付して下さい。
- ・ **学生**・・・在学証明書(原本)を添付して下さい。(留学中は留学先で証明を受けて下さい。)
- ・ **外国人**・・・外国人登録書の写しを添付して下さい。
- ・ **求職活動中の子**・・・卒業した日が記載されている書類を添付して下さい。
- ・ **疾病により就労不能の方**・・・罹患して3ヶ月以内の方のみ医師の診断書を添付して下さい。
- ・ **障害により就労不能の方**・・・障害手帳の写、障害年金の通知書の写を添付して下さい。
- ・ **対象者が他の被扶養者の介護等により就労困難な方**・・・所得証明書と常時介護を必要とする
(例:娘が祖母の介護をする場合等) 診断書を添付してください。
- ・ **配偶者が被扶養者でない場合の子の扶養**・・・配偶者の源泉徴収票、給与明細(3ヶ月分)等を添付
して下さい。(通常、収入の多い方の扶養となります。)
- ・ **前年又は今年退職され、現在無職無収入の方**・・・退職日が記載されている書類を添付して下さい。

『扶養要件に関する注意事項』

- ※ 「主として被保険者により生計を維持している」ことが前提となりますので、扶養の実態を把握させて
頂いたうえで、扶養認定の審査をさせて頂きます。したがって、被保険者の収入、他の被扶養者状況
等により、収入基準を満たしていても、不認定となる場合もありますので、ご了承下さい。
- ※ 扶養対象者に配偶者がいる場合、「夫婦の相互扶助義務」を優先します。(例:父の扶養になっている
娘に夫がいる場合、夫の被扶養者となることが優先されます。)
- ※ 全日制教育機関を新規に卒業した者が就職できない場合、卒業後最長1年は認定されます。なお、
一旦就職し、被扶養者から外れた場合は再認定されません。
学生には、法的に就職までの間の生活が保護されていないことを考慮し、1年の猶予期間を設定して
います。(子の場合に限る)
- ※ その他、被扶養者認定基準を参照して下さい。

『その他』

- ・ 所得証明書(課税・非課税証明)、住民票、戸籍謄(抄)本等の取得費用は個人負担です。
- ・ 各種証明は原本を提出してください。

『審査後』

審査の結果、被扶養者に該当しない場合は、3月31日をもって、被扶養者の削除手続きをお願い
します。被扶養者異動届に被保険者証を添え、提出して下さい。
また、書類提出なき場合、虚偽の申告をした場合は、認定削除となりますので、よろしくお願い致し
ます。